

栃木県環境森林部業務委託における遠隔による検査の試行について

1 試行内容

Web 会議システム等による映像と音声の双方向通信を使用して、業務委託における遠隔による検査を試行する。

2 対象業務

環境森林部が発注する業務委託のうち、実施状況、成果品及び品質の検査が可能であると発注者が認める業務

3 事前協議

検査前までに、受発注者間の協議により遠隔による検査を実施するか決定する。監督員は実施について検査員と十分調整を行うこと。

協議内容

- ・ 実施状況、成果品及び品質の検査が可能であるか。
- ・ 映像、音声及び Web 会議システム等に関する仕様が「栃木県環境森林部建設現場の遠隔臨場（監督）に関する試行要領」2.(2)の仕様を満たしているか。
- ・ その他必要な事項

4 事前準備

監督員又は受注者が会議ルームを作成し、検査員へ URL を報告すること。

遠隔臨場の配信は「Web 会議システム（Microsoft Teams、zoom 等）」、「情報共有システム（ASP）」などを利用すること。

監督員は検査員と事前に必要な機材について協議し、準備すること。

5 検査方法

当日は電子データにより検査を行うこと。帳票等が紙である場合は紙による検査を行い、データ化するなどの対応は行わないこと。

6 経費

OA 機器や Web 会議システム等に係る経費は、各業務の積算基準に基づき、諸経費等の率に含まれる。（例：測量業務 間接測量費、設計業務 間接原価）

7 その他

不明な点等ある場合は、森林整備課に確認・協議する。

附則

本運用は、令和 7（2025）年 11 月 10 日以降の検査から適用する。